総　務　民　生　委　員　会　会　議　録

１．日　　時　平成２９年６月２９日（木曜日）

　　午後１時００分～午後２時２３分

２．場　　所　委員会室

３．出席委員　戎　屋　昭　彦　委員長　　猶　野　智　和　副委員長

　　竹　岡　昌　治　委　　員　　安　冨　法　明　委　　員

　　山　中　佳　子　委　　員　　三　好　睦　子　委　　員

　　髙　木　法　生　委　　員　　末　永　義　美　委　　員

　　荒　山　光　広　議　　長

４．欠席委員　な　し

５．出席した事務局職員

　　綿　谷　敦　朗　議会事務局長　　大　塚　　亨　議会事務局長補佐

　　篠　田　真　理　議会事務局主任

６．説明のため出席した者の職氏名

　　篠　田　洋　司　副　市　長　　石　田　淳　司　市長公室長

　　田　辺　　剛　総　務　部　長　　大　野　義　昭　市民福祉部長

　　佐々木昭治　総　務　課　長　　竹　内　正　夫　財　政　課　長

　　佐　伯　憲　一　監　理　課　長　　内　藤　賢　治　地域福祉課長

７．会議の次第は次のとおりである。

午後１時００分開会

○委員長（戎屋昭彦君）　ただいまより、総務民生委員会を開会いたします。

それでは、本会議におきまして本委員会に付託されました、市長提出議案１件につきまして審査いたしたいと思いますので御協力よろしくお願いいたします。

議長何かございましたら……。（発言する者あり）最初に議案第５８号秋芳北部地域統合保育所建設（建築主体・屋外整備）工事の請負契約の締結についてを議題といたします。執行部より説明を求めます。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君）　議案第５８号は、秋芳北部地域統合保育所建設（建築主体・屋外整備）工事の請負契約の締結についてであります。議案書は５８－１、参考資料は２ページとなります。

これは、平成３０年４月に嘉万保育園と別府保育園が統合し、新しく保育園が開園することに併せて園舎及び園庭を整備するものであります。

６月１９日に入札を執行した結果、株式会社西田産業が１億８，５５４万２，９２０円で落札したところであります。

つきましては、工事請負契約を締結することについて、地方自治法第９６条第１項第５号の規定により、市議会の議決を求めるものであります。

なお、工期は美祢市議会で議決された日の翌日から平成３０年２月２８日であります。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　説明が終わりました。本案に対する質疑はございませんか。竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　事前に資料配布をお願いしておりまして、今机上に配布されてるわけですが、まだ見る時間が無いんでちょっと他の皆さん、質疑があればしちょっていただきたいんですが。

○委員長（戎屋昭彦君）　はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　みんないきなりじゃあ、だめじゃあ……。それでは、ちょっとお尋ねをいたします。この入札執行経過及び結果表の事前公表用と書いてあります。見せていただきましたら、率直に申し上げてなんか非常に不自然な感じがするんですよね。

当然、判断基準価格というのは、桂花小学校のときだったですかね。まあ、いろい

ろ問題が出まして、議会でも議論いたしましたですよね。例えば、判断基準価格が、事前に漏れてたんじゃないのかとか、当然そんなことはないということで、終結したわけでありますが。しかしながら、議会としては我々もそうした議論をしながらやったんですが、ちまたではやっぱどうしても噂が残ってるんですよ。

で、何を申し上げたいかというたら、まだ市長はこの業者のところに定期的に行っていらっしゃるんですよ。でね、おかしいんじゃないかというのは近所の人も含めておっしゃってるわけです。

私は安倍総理じゃないけど、その友達じゃからって言やあ、それまでだろうと思うんですが。やっぱ、公共事業を請け負う業者とそれから発注する立場の人たちっていうのは、やっぱり襟を正すべきだと思うんですね。

そこでこんな見ただけでも、ちょっと市民の皆さんに見せたらもっと言われるんじゃないかなと思うんですよね。しかも、工期は２月２８日ということですから、まずその工期が、完全に工期内にでき上がるということの、あれがあるかないか。

それから、職員が７０名ちょっとと書いてありますが、いわゆる建築に携わる専門業種――専門業種の皆さん、いわゆる技術屋さんが何人いらっしゃるんか、その辺のちょっとお答えをいただきながら、ちょっと次の質問に入りたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君）　それでは今委員全員のほうに、お手元に配布しておる資料についてちょっと確認の意味で……確認させていただけたらと思います。

まず、最初にあります、美祢市低入札価格調査実施要領、それともう一つ要綱がありまして、美祢市建設工事等指名競争入札参加者資格等に関する要綱、それともう一つ、入札執行経過及び結果表について三つの……二つの要綱と結果表についてありますが、ございますでしょうか。

それと今申しました、入札執行経過及び結果表につきましては市のホームページに公表することにしておりますけど。一応、本契約が終わってから――締結後、市のホームページに公表することになりますので、今現在取扱いについては十分御配慮いただけたらと思います。

それでは、この工事につきまして御説明させていただけたらと思います。この工事につきましては、美祢市建設工事等指名競争入札参加資格等に関する要綱に基づき入札を指名競争入札で行っておるところでございます。今お手元に配布しております、

この要綱の一番後ろのページになると思いますが……別表第２にあります指名基準数においては請負対象設計金額が１億円以上では８業者となっております。しかしながら、この要綱の第１０条の第３項にございますが、指名業者数については変更できるとなっております。

次に、この要綱の一番後ろのページになりますが、中段にあります、２請負対象設計金額にあります、建築一式工事においては請負対象設計金額が２，０００万以上ではＡ等級とするとなっております。

したがいまして、Ａ等級６社でこの工事の指名競争入札を美祢市建設工事等指名競争入札参加資格等に関する要綱に基づきまして、Ａ等級６業者で指名競争入札を行ったものでございます。

ちなみに、建築一式工事のＡ等級とは、この要綱のかっこ付け区分にありますが、その前のページになると思いますが、等級別条件ということで土木一式工事、建築一式工事、舗装工事でございます。建築一式工事のＡ等級につきましては、三つの条件がございます。ちょっと参考までにお知らせをしておきます。

私からは以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　はい、内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君）　工期につきましては、平成３０年２月２８日完了ということの条件で入札をいただいたところでありますので、この工期でいけるという判断でございます。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。（「ちょっと待ってください」と呼ぶ者あり）佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君）　先ほどの竹岡委員の御質問にありました、建築一式工事につきまして、技術者が何人おるかというところでございましたけど……建築一式工事の技術者の数でございますが、１級の技術者の数が２名ございます。２級につきましては、２名ということでございます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　ありがとうございました。あの、要綱からすると８業者ということなんですが、Ａクラスが６業者しかない、美祢市内にないということなんでしょ

うか。６業者でしたとおっしゃったんですが６業者しかないということなのか。

それから、通常これぐらいの工事なら二、三名ぐらいいるんですが、その場合、どれぐらいの１級、２級の方がおられればいいのか。まずその二つをお聞きいたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君）　委員の御質問にお答えいたします。

まず、技術者の数の――技術者の数が何人おったらいいのかということでございますが、それにつきましては、まず営業所には専任の技術者の数が１名、それとあと技術者の数が、これは１級、２級関係ございませんが最低１名いないと公共工事については――公共工事に配置する技術者は、配置できないということになっております。

済みません、もう一つ、美祢市の建築一式工事のＡランク業者、Ａ等級といいますけど。Ａランク業者は何社おるのかという質問でございますけど、先ほど言われた建築一式工事につきましては、Ａ等級は６業者でございます。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　はい、最後の質問になります。下請業者が、仮にこの応札した業者がやられるということになると、もっとちょっと市民の方は不審感をお持ちになるんじゃないかなと思うんですが、今のところ下請に対しては、別段何も情報としてはないわけですか。

○委員長（戎屋昭彦君）　佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君）　それでは――委員の御質問でございますが、まず低入札調査の実施要領に配置技術者の計画表がございます。それを提出していただいておりますが、まず、建築一式工事では下請の合計請負金額が、６，０００万以上の工事については管理技術者を配置――専任の管理技術者を配置することになっております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　ちょっと回答が……今佐伯監理課長が言われた回答は、竹岡委員の質問とちょっと……。はい、佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君）　それでは、委員の御質問にお答えします。お手元に配布してあります、美祢市低入札価格調査実施要領をごらんください。一枚開けていただきまして、２ページ目になると思いますが、ここにつきまして第６条の第２項の第５号

で今下請予定業者の一覧表というのがございます。それにつきまして、調査対象者が低入札価格調査の提出資料の中に今の下請予定業者一覧表というのを添付しておりますので、それで確認するということになっております。

○委員長（戎屋昭彦君）　ちょっと質問の今、竹岡委員の先ほど質問された内容と、今佐伯監理課長のお答えが、私も先ほどちょっと竹岡委員の質問お聞きしまして、間違ってたら申し訳ありませんけど、先ほど竹岡委員は今回の入札に関しまして、下請の話がありましたかどうでしたかっていうことだったと思うんですけど、下請のここに書いてあります、美祢市の低入札価格調査実施要綱には確かに、ここに６条の２項の５に下請予定業者一覧表というのが添付すればっていうことで書いてありますけど、そのあたりのお話はありましたかということで質問されたかと思いますけど。（発言する者あり）はい、そうです。応札した業者に下請のお話がありましたかどうでしょうかっていう質問だったかと思いますけど。佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君）　下請については、今の下請予定者一覧表に基づいて把握をしております。

実際には口答では下請を使いたいとか、そういうことはございません。下請予定業者の一覧表で、監理課としては把握しておるということでございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　済みません。再度今竹岡委員のほうから、今回単独ですか、下請業者さんがありますか、という質問だったかと思いますので、今の佐伯監理課長のお話では、もうそういったことが予定表としてあるということでよろしいですか。（「そうです」と呼ぶ者あり）竹岡委員よろしゅうございますか。（発言する者あり）竹岡委員、再度。

○委員（竹岡昌治君）　じゃあちょっと噛み合わないようなんで、ちょっとズバッともう言います。応札した――今回応札した業者が下請として届け出ておられるかどうかっていうのをお尋ねしたんです。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　はい、暫時休憩いたします。

午後１時２０分休憩

午後１時４６分再開

○委員長（戎屋昭彦君）　休憩前に続き委員会を開きます。先ほどの質問に対しまして、

執行部からの回答を求めます。佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君）　先ほどの竹岡委員の御質問にお答えいたします。入札参加業者が下請予定業者として挙がっているかということでございます。

下請予定業者につきましては、入札参加業者は入っていらっしゃいません。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　はい、竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　わかりました。ということは、下請にはＡクラスの業者が――先ほどお聞きしたＡクラスの業者は６社しかないと、美祢には。ということは、Ａクラスの業者は下請にはもう入られないと、こういう認識でよろしゅうございますかいね。

○委員長（戎屋昭彦君）　佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君）　今の竹岡委員の御質問にお答えします。下請につきましては、同じ入札参加業者は入らないようには指導はしております。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　竹岡委員。

○委員（竹岡昌治君）　そうしますと、恐らくＢランクの業者を下請にされて、そしてＡランクの業者がですね、言い方悪いんですが、指導したり、育てたりという、私は理想的なパターンになるだろうなと。これが逆に下請のほうが大きな企業であって、下請じゃなくて上請になるような状態には私はならんだろうなとこう思うんですね。

やはり、Ａクラスの方がＢクラス――こうした市内の業者の育成について、せっかくですから取り組むお考えがあるかどうか最後にお聞きしたいと思います。

○委員長（戎屋昭彦君）　佐伯監理課長。

○監理課長（佐伯憲一君）　竹岡委員の御質問にお答えします。美祢市の工事につきましては市内発注、市内業者に優先発注することにしております。

したがいまして、今工事の仕様書につきましては、市内業者をなるべく下請業者として使うことということで明記しております。

その義務づけについては、また今後、県の要綱並びに他市の下請の業者選定について、ちょっと一応調査しながら、またそれについても、またこちらのほうで検討したいと。Ａ業者が取った場合はＢ業者を下請として使いなさいよとか。そういうことをちょっと検討したいと思います。

以上でございます。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑は……。猶野副委員長。

○副委員長（猶野智和君）　今回できます秋芳北部地域統合保育所というのは、同じく今度できます、桂花小学校のすぐそばに隣接してできるというものだと思いますが、この二つの施設がどういうような位置関係でできるのか。そういうのがわかりやすい図などがあれば、提供いただければなと思うんですが。

○委員長（戎屋昭彦君）　今猶野副委員長のほうから、秋芳桂花小学校工事中、そのあたり全体のレイアウトの資料が提出いただけますかっていうことですが……。はい、内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君）　お時間を頂ければ印刷をして提供可能です。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　はい、ここで暫時休憩……（発言する者あり）はい、済みません。安冨委員。

○委員（安冨法明君）　それじゃあ、あと一緒にお答えをするというか、それでいただければそれでいいと思うんですが、この延べ床面積とかが出ております。保育室が２室、これ、乳児室が１室等々が出てるわけですが、ここいらのその面積と園児の数との基準とかもあろうかというふうに思うんですよね。そういうのが、示していただきたいし、ここ数年といいますか、何年というのもあれですが――例えば、５年とか１０年ぐらいは――無理か１０年は、園児の推移ぐらいを想定しておられるのがもし――のようなものがあったら、一緒に用意ができないかなと思うんですが。よろしいですか。

○委員長（戎屋昭彦君）　内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君）　園児の数の基準と床面積の、後程ちょっと調べまして、御報告したいと思います。推移につきまして、資料があるかないか、ちょっと調べてまいります。

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは、今の、先ほどの全体の平面図と併せて安冨委員のほうからお話がありました資料合わせて準備していただきたいと思いますので、ここで暫時休憩いたします。

午後１時５３分休憩

午後２時１４分再開

○委員長（戎屋昭彦君）　休憩前に続き委員会を開きます。先ほど執行部のほうに要請しました、図面のほうもいただきました。それから、もう一つのほうの資料につきましては、口答説明ですね、はい、わかりました。

それでは、この関連に関しまして質疑はございましたらよろしくお願いいたします。内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君）　先ほど安冨委員から御質問がありました、まず将来推計ですが、別府、嘉万保育園に関する保護者アンケートを行ったときに３０年度までの推計を出しております。２９年度の推計が、別府、嘉万合わせて２１名の予定。３０年度も別府、嘉万を統合した場合、２１名の予定で推計を立てております。

これ以上につきましては、伊佐中央幼稚園とかが秋吉のほうまで送迎バスとかで園児を広く募集しておりますので、これ以上のちょっと推計は今のところたてておりません。

また、面積につきましては、例えば乳児室……０歳、１歳児であれば一人当たり４，９５平米以上。それから２歳児以上であれば一人あたり３平米以上、それから屋外遊戯場にありましたら、２歳児以上一人あたり３，３平米以上とか細かな規定がありますのでこれにのっとったもので設計をしております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　それでは先ほどこの図面をいただきましたので、簡略的にちょっと、この図面の説明をしていただければしあわせます。はい、内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君）　それでは、簡単に位置について御説明をいたします。今の秋芳北部地域統合保育所につきましては、この図面の右下。今現在はテニスコートがありますけれども、その位置に、この保育所を建設する予定としております。

それから、その上のほうに屋内運動場――体育館ですが、それから左のほうには桂花小学校という、こういった位置図になっております。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。はい、安冨委員。

○委員（安冨法明君）　ちょっと、先ほど済みません。ちょっと議題と外れたことを聞きまして……一つだけね、工期が大体来年の入学、入園に合わせてということで、二つの工事が並行して、同じ敷地の中で進むわけですよね。安全管理体制とかっていう

ふうなのは、どこが主導権を持って、例えば安全会議のようなのをするとか、そういうふうなことについては、指導なり、行政としての配慮はしてあるんでしょうか。

○委員長（戎屋昭彦君）　内藤地域福祉課長。

○地域福祉課長（内藤賢治君）　ただいまの安冨委員の御質問ですが、これにつきましては建設課が所管でなっておりますけれども。これにつきましては、地域福祉課と十分協議をしながら進めてまいりたいというふうに思います。

以上です。

○委員長（戎屋昭彦君）　その他質疑はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　質疑なしと認めます。それでは、本案に対する御意見はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　御意見なしと認めます。それでは、これより議案第５８号を採決いたします。本案について、原案のとおり決することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　全員異議なしと認めます。よって、議案第５８号は原案のとおり可決されました。

以上をもちまして、本会議で本委員会に付託されました議案１件につきまして、審査を終了いたしました。その他委員の皆様から所管事項につきまして、何かございましたら、御発言をお願いいたします。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（戎屋昭彦君）　無いようでございましたら、これにて本委員会を閉会いたします。御審査、御協力誠にありがとうございました。お疲れ様でございました。

午後２時２３分閉会

上会議の顛末を記載し、相違ないことを証するためここに署名する。

平成２９年６月２９日

総務民生委員長　戎屋昭孝